

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における 議会見学会・意見交換会の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン

船橋市議会

### <目的>

議会見学会・意見交換会（以下、「事業」という。）における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主な感染経路である①飛沫感染や②接触感染のリスクに応じた対策を講じ、事業を実施する。

	概要	対策
①飛沫感染 人 → 人 (直接感染)	感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、ウイルスが含まれた小さな水滴（飛沫）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことでおこる感染。飛沫が飛び散る範囲は2m以上。	マスクの着用、対人距離の確保、換気など
②接触感染 人→媒体など→人 (間接的に感染)	ウイルスに直接触れるまたは汚染された物を介して伝播がおこる間接触による感染のこと。ウイルスが付着した手で口、鼻、眼等をさわること等によってウイルスが体内に侵入し、感染が成立する。	手指消毒、汚染疑いのある箇所の消毒、対人距離の確保、物品共有の回避など

### 1. 全般的な事項

- (1) 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の発生が原則想定されないこと（マスク着用時は1.5m以上（整列等は1m間隔可）、マスクを外すことが想定される場合は2m以上確保する）
- (2) 大声での発声、声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- (3) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等）が講じられること
- (4) マスクを外す場合においては、対人距離を2m以上確保し、会話はしない
- (5) 飲食時の会話はしない
- (6) マスクは主催者、参加者（保護者等含む）（以下、「参加者等」という。）ともに別に定めがない限り着用すること
- (7) 船橋市議会の方針に従うことを前提とする
- (8) 主催者、参加者等全員へ本ガイドラインの周知徹底を図ること
- (9) 主催者、参加者等で当該感染拡大予防ガイドラインを遵守することを徹底する
- (10) こまめな換気をし、会場への入退室時の手指消毒を徹底する
- (11) 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する
- (12) 参加者等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策のため参加者カードによる情報提供を求める。記入した参加者カードについては、本事業の参加時に主催者に提出すること。なお、提出された個人情報の取り扱いには十分配慮しながら、参加当日に参加者

より提出を求めた書面について、保存期間（1 か月間）を定めて保存しておくこと

- (13) 事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、主催者（主催者は所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

## 2. 事業参加募集時の対応

- ① 参加者等に対し下記事項に該当する場合は参加を見合わせるよう告知し、当日の感染予防策についても事前に伝える
  - a) 事業当日に体調がよくない場合
    - ・ 37.0 度以上の発熱又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合
    - ・ 息苦しさ、強いだるさの症状がある場合
    - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
  - b) 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

## 3. 事業当日の参加受付時の対応

- ① 受付担当者は、必ず手指消毒をして、マスク着用をする
- ② 受付担当者は、従事前に検温を行い、発熱（37.0 度以上又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合）、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの自覚症状がある方は受付だけでなく、イベントに参加できない
- ③ 人と人が対面することが想定される場合には、適切な感染予防策を講じる（マスク、\*フェイスシールドの着用等 \*：フェイスシールドはマスクの代用ではなく、ゴーグルの代用である）
- ④ すべての参加者等へ参加者カードによる情報提供を求める
- ⑤ 参加者等が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと

## 4. 事業に従事・参加する者への対応

### (1) 主催者や参加者等への対応

#### ① 体調管理

事業の参加前に検温を行う

参加当日の朝に体調不良（発熱（37.0 度以上又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合）、倦怠感など）である者は、参加しない

#### ② 感染予防

##### a) マスク着用の徹底

b) 来場時に消毒液での手指消毒を徹底する

c) 各諸室（トイレを含む）は、換気（常時又は 30 分に 1 回以上 5 分程度行う）を行い、マスクを外しての会話や飲食はしないこと

d) タオル・ペットボトル・コップ等の共用は避ける

e) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、各自で持ち帰ること

f) 飲食は極力控え、飲食中の会話はしないよう呼びかけを行う

## 5. 主催者が準備すべき事項の対応

- ① 各会場の入口 ポンプ式の\*消毒液（アルコール（エタノール））などを設置する  
\*：令和2年9月船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部作成  
「正しい知識を身に付けよう！新型コロナウイルスの消毒・除菌」参照
- ② 手洗い場所・洗面所（トイレ）には石鹸を用意する・参加者には自身のハンカチまたはタオルを持参することを求める
- ③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する

## 6. 参加者等が遵守すべき事項

- ① 参加者に対し下記事項に該当する場合は参加を見合わせるよう告知する。また、当日の感染予防策を講じる
  - a) 事業当日に体調がよくない場合
    - ・ 37.0度以上の発熱又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合
    - ・ 息苦しさ、強いだるさの症状がある場合
    - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
  - b) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合  
※当日の問い合わせのための連絡先を明確に記載する  
※マスクを持参すること
- ② 会場での感染予防策
  - a) 会場への入場時等に消毒液による手指消毒を行う
  - b) 受付時に検温を受けること
  - c) 参加者は自身のハンカチまたはタオルを持参すること
  - d) 握手などの身体的接触を避け、タオルや飲料（ペットボトル・コップ等含む）は自分専用のものを持参し、共用は避けること
  - e) 対人距離に注意する（マスク着用）
  - f) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと  
※上記をふまえ、感染防止に配慮すること
- ③ 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（主催者は所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること
- ④ 事業前後の会話等においても、三つの密を避けること
- ⑤ 飲食時については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話はしない
- ⑥ ゴミ、食べ残し、飲み残したものは持ち帰ること

また、事業の実施については、船橋市議会の方針に従うことが大前提であり、地域の最新情報も併せてご確認頂きたくお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。

今後の知見の集積及び船橋市の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることにご留意をお願い申し上げます。

(以上)

令和4年●月●日作成

# 感染防止のため議会見学会・意見交換会の主催者が実施すべき事項の チェックリスト

船橋市議会

## 【主催者、参加者等への対応】

### □体調管理

参加前に検温を行う

参加当日の朝に体調不良（発熱（37.0 度以上又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合）、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合）である関係者は、参加しない

### □感染予防

- ・マスク着用の徹底
- ・入場の際に消毒液の手指消毒を徹底する（各所に消毒液を設置）
- ・各諸室（トイレを含む）は、密閉を避け、換気（常時又は 30 分に 1 回以上 5 分程度）を行う。
- ・各諸室の利用後に消毒を行う。また、常時利用する諸室の場合は、1 日 2～3 回程度消毒を行う。
- ・タオル・ペットボトル・コップ等の共用は避ける
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、各自で持ち帰る。

### □保護者等への対応

- ・受付時に検温を行う。保護者に発熱（37.0 度以上又は 37.0 度未満でも平熱比が 1 度以上）、咳、倦怠感、咽頭痛などの症状が見られる場合には見学を遠慮してもらう
- ・保護者の入場制限を行う（最小人数とする）
- ・マスク着用の呼びかけを行う
- ・会場の入口等に消毒液を設置する
- ・保護者に間隔を空けての見学をしてもらう
- ・飲食は極力控え、飲食中の会話はしないよう呼びかけを行う

## 【準備すべき事項の対応】

- 各会場の入口 ポンプ式の消毒液（70%以上のアルコール（エタノール））などを設置する
- 手洗い場所・洗面所（トイレ）には石鹼を用意する・参加者には自身のハンカチまたはタオルを持参することを求める
- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する

## 議会見学会・意見交換会参加時の感染防止策チェックリスト

船橋市議会

### 【参加者等が遵守すべき事項】

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に参加者カードで確認を行う）
  - ・ 37.0 度以上の発熱又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合
  - ・ 息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
  - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合
  - ・ 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- マスクを着用すること（不所持の場合はマスクの提供を受け、着用すること）
- 会場での感染予防策
  - ・ 参加者等は自身の筆記用具、ハンカチまたはタオルを持参すること
  - ・ 議会見学会・意見交換会（以下、「事業」という。）に必要な用具は可能な限り共用を回避するように努め、共用せざるを得ない用具については、こまめに消毒を行う
  - ・ 握手などの身体的接触を避け、タオルや飲料（ペットボトル・コップ等含む）は自分専用のものを持参し、共用は避けること
  - ・ 指示を出す場合は、対人距離に注意する（マスク着用）
  - ・ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- 事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者（主催者は所管課へ報告）に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること
- 事業の前後の会話等においても、三つの密を避けること
- 飲食時については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話はしない
- ゴミ、食べ残し、飲み残したものは持ち帰ること

■新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う議会見学会・意見交換会 参加者カード

1	参加者氏名		連絡先	
	利用日	令和3年8月17日(火)	入場時間	:
	利用施設名	船橋市役所 10階	利用目的	議会見学会・意見交換会 参加のため
チェック項目（施設の利用にはすべての項目の該当が必要です）				
	原則37.0度以上の熱が無い 又は37.0度未満でも平熱を 1度超過していない	息苦しさ・強いだるさの症 状が無い	咳・咽頭炎などの症状が無 い	過去2週間以内に感染が引き続 き拡大している国・地域への 渡航歴が無い
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	保護者氏名	(続柄: )	連絡先	
	利用日	令和3年8月17日(火)	入場時間	:
	利用施設名	船橋市役所 10階	利用目的	議会見学会・意見交換会 参加のため
チェック項目（施設の利用にはすべての項目の該当が必要です）				
	原則37.0度以上の熱が無い 又は37.0度未満でも平熱を 1度超過していない	息苦しさ・強いだるさの症 状が無い	咳・咽頭炎などの症状が無 い	過去2週間以内に感染が引き続 き拡大している国・地域への 渡航歴が無い
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※記載していただいた個人情報は、船橋市個人情報保護条例を遵守し、新型コロナウイルス感染拡大防止に 利用させていただきますのでご了承ください。なお、疫学調査の観点から1か月保存の上、廃棄します。				